

平成30年第1回長与町議会定例会産業厚生常任委員会会議録（第3日目）

本日の会議 平成30年 3月14日

招集場所 長与町議会議場（第2委員会室）

出席委員

委員 長	西岡 克之	副委員 長	饗庭 敦子
委員	安部 都	委員	安藤 克彦
委員	河野 龍二	委員	吉岡 清彦
委員	竹中 悟		

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議事課長 富永 正彦

説明のため出席した者

健康保険部長 中山 庄治

(健康保険課)

課長 志田 純子

課長補佐 中村 宰子

課長補佐 藤崎 隆行

係長 松田 祐貴

建設産業部長 緒方 哲

建設産業部理事 松邨 清茂

(土木管理課)

課長 日名子 達也

課長補佐 田中 廣幸

係長 山下 泰明

係長 濱中 章

(都市計画課)

課長補佐 前田 将範

主査 山口 和樹

本日の委員会に付した案件

議案第 20号 長与町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

議案第 21号 長与町営住宅の設置、整備及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議案第 22号 長与町都市公園条例の一部を改正する条例

議案第 26号 平成29年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

議案第 33号 平成30年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計予算

開 会 1 2時5 9分

散 会 1 5時2 7分

○委員長（西岡克之委員）

それでは皆さんこんにちは。本日の産業厚生常任委員会を開会いたします。

まずはじめに昨日の吉岡委員の答弁の部分で、回答が無かった分があります。その件に関して所管より回答をさせます。

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

それでは昨日質問されておりました小規模住居型児童養育事業とはどういったことかということと、及びその現状について答えさせていただきます。まず小規模住居型児童養育事業というのは、保護者のいない児童や、保護者がいても看護できない理由があつて、そういう児童を集めて、最大6名というのがあるんですけども、そういうのを自宅で育てていくというような事業になります。主に里親経験者とか児童養護施設などの勤務経験者などができるというふうに定められております。それでは長崎県の状態はどうなっているかということで、一応県の方に確認をしました。県内に何か所あるかということで、一応6か所あります。長崎市、島原市、諫早市、大村市が2か所、そして壱岐市ですね。何人入所してるかということで、把握してるだけで21名ということで答えさせていただいてますが、完全に全件を把握してるわけではないということで回答をいただいております。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

しばらく休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（西岡克之委員）

休憩を閉じ委員会を再開いたします。

それでは、議案第20号長与町道路占用徴収条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

日名子課長。

○土木管理課長（日名子達也君）

皆様こんにちは。それでは提案理由の説明を申し上げます。議案第20号長与町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例につきまして御説明を申し上げます。今回の改正は道路法施行令の一部を改正する政令に伴い所要の改正を行うものでございます。主な改正内容でございますが、第2条第3項中、占用面積が1平方メートルに満たない端数は1平方メートルに、長さが1メートルに満たない端数は1メートルに、それぞれ切り上げて算定するものとする、を表示面積、占用面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする、に定め、同じく占用料の額を改正するものでございます。なお附則におきまして施行日を平成30年

4月1日としております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（西岡克之委員）

今説明がありました。この件に関して質疑をしたいと思います。

質疑のある方はどうぞ。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

現行と改正後の内容がちょっともうひとつ分かり辛いんですけども、例えば例を挙げて質問したいと思います。例えば現行の場合は、1メートル、1平方メートル、それぞれ満たない場合、例えば長さが90センチの時には、満たない端数ということですから、90センチのときは1メートルにすると、1メートルとして単位を見ると、現行の条例だとそうなのかなというふうに思うんですけども、まずそこを確認させていただきたいと思います。

○委員長（西岡克之委員）

田中課長補佐。

○課長補佐（田中廣幸君）

御質問にあったとおりで1メートルに満たないものにつきましては1メートルに、1平方メートルに満たないものは1平方メートルに切り上げるということです。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

で、この改正後は0.01メートルとすると0.01ですから1センチですかね。1センチ未満と1平方メートル、1センチ平方メートル未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるということですから、例えば、ここで同じように90センチだったら同じ状態になるんですか。90センチの場合の長さのものに対しては、現行と同じような対応にされるのか、ちょっとその辺がこの文章だけ見てよく分からないもので、ちょっと具体的な例を挙げて説明していただければと思います。簡単でいいです。

○委員長（西岡克之委員）

しばらく休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（西岡克之委員）

休憩を閉じ委員会を再開いたします。

日名子課長。

○土木管理課長（日名子達也君）

お答えいたします。0.01メートル、センチで言えば1センチ未満につきましては切り捨てをさせていただきますが、1センチを超える部分につきましては今までどおり1メートルということで算定をさせていただきますということになっております。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

他に質疑のある方。

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

私も配られた参考資料を基にちょっと質問をしたいんですけども、拝見すると2ページ目のところとかで、改正後が少額ですけども上がっているものもあれば、下がっているものもある、そして同額のものもあると、この3パターンあるんですけども、これはどういうことによってこういうふうな形になってるんでしょうか。お尋ねします。

○委員長（西岡克之委員）

日名子課長。

○土木管理課長（日名子達也君）

今回の道路法施行令の一部改正につきましては平成29年4月1日施行でございますが、この改正によりまして今回、長与町道路占用料徴収条例の方を一部改正するようにしております。したがって道路法施行令の方の数字、要は単価の方がそれぞれこの数字になっておりますので、第3級地が長与町でございますので、道路法施行令の第3級地の方の数字を採りまして、それぞれ改正を今回お願いするところでございます。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

上位法に則って長与町を当てはめるとこの数字になったということで本町で条例を定めるということと理解します。端数の問題があったと思うんですけども、今後もう一度、これ全て計測というんですかね、それが実際に何平方メートルなんだとか、何センチメートルなんだというデータはもう全て今お持ちなんですか。例えば今までは、端数は関係なくもう1とされたわけですか。だから1と記録があるものなのか、それともそれ以下の端数もちゃんとデータを持っていて、それを適用していくのかということが1点、それと本町の歳入にどの程度の影響があるものか試算があれば教えてください。

○委員長（西岡克之委員）

日名子課長。

○土木管理課長（日名子達也君）

今回平成30年4月1日から道路占用料の方の改正をお願いしたく今回お願いをしております。30年度からの占用料につきましては再度、毎年更新でございますので、4月1日にもう一度、九電であったりNTT、あるいはガス会社、それぞれの方からそれぞれ申請をいただきます。1つ1つチェックを行いまして、それぞれ面積、今回の端数対象となる案件があるかどうか、そういったもの全てチェックを行いまして占用料の徴収を行いたいと考えているところでございます。2つ目の質問のどの

くらい増減があるかというところでございますが、平成29年度まだ今途中でございまして、29年度の本数及びメートルで計算をいたしますと、約20万の増という形になるかどうかということで今現在担当の方では考えてるところでございます。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

質疑ありませんか。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず反対討論はありませんか。

次に賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第20号長与町道路占用徴収条例の一部を改正する条例の件の採決をいたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

しばらく休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（西岡克之委員）

休憩を閉じ委員会を再開いたします。

議案第21号長与町営住宅の設置、整備及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

日名子課長。

○土木管理課長（日名子達也君）

それでは、議案第21号長与町営住宅の設置、整備及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。本議案は、公営住宅法施行令及び住宅地区改良法施行令の一部を改正する政令、公営住宅法施行規則及び地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の改正を行うものでございます。主な改正内容は、公営住宅法施行令及び公営住宅法施行規則の改正に伴う条ずれの整備及び文言の修正等を行うものでございます。なお、施行期日は公布の日から施行すると定めております。御審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

説明が終わりました。ただいまより質疑を行います。質疑はありませんか。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

第9条中第1項第4号ですけど、ここも今回の上位法の改正に伴う改正なのか、それとも上位法の改正に伴って文言を変えられたのか、そこを少し確認したいと思います。

○委員長（西岡克之委員）

濱中係長。

○係長（濱中章君）

お答えします。9条第1項4号正当な事由による立ち退きの要求を受け、適当な立ち退き先がないため困窮しているもの（自己の責に帰すべき事由に基づく場合を除く）については、文言の修正によるものです。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○土木管理課長（日名子達也君）

説明したとおり文言の整備でございますが、今回上位法、公営住宅法等々の改正に伴う改正ということではございません。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

この条例が該当するかどうかはちょっとよく分からないんですけども、例えば今いろんな震災等で公的な施設を利用して入居されてる方がいらっしゃいますよね。この人達はそういう震災地に住めないという状況で正当な事由、福島のある地域では放射線の影響から、そこから避難して住むようにという立ち退き要求を受けている状況かなというふうに思うんですけども。いろいろ聞くと、ああいう仮設住宅も期間があって、一定期間がくると自分で次の入居先を見つけて移らなければならないという話も聞くんですけども、そういう仮設住宅みたいなのはこれには当てはまらないというふうに考えていいのか、全然別物なのか、その辺が参考までに分かれば教えていただきたいと思います。

○委員長（西岡克之委員）

濱中係長。

○係長（濱中章君）

今回の上位法の改正には当てはまりません。内容は高額所得者の基準を地域によって幅をもたせることができるということと、あとは認知症患者等の収入の申告が難しい方については職権で職員が調べることができるというのが改正の主な内容です。

○委員長（西岡克之委員）

しばらく休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（西岡克之委員）

休憩を閉じ委員会を再開いたします。

濱中係長。

○係長（濱中章君）

避難された方については、公営住宅法に則り入居は可能です。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○土木管理課長（日名子達也君）

補足で説明をさせていただきます。委員御質問の震災等々で被災された方々につきましては、今までどおりこの改正以前から、そこについては公営住宅を、目的外というふうな言い方をしますが、その方々に御提供を差し上げて、それで住んでいただくということは可能ということでございます。あと期間につきましては、それぞれ皆様の御都合が当然あることとございますので、それについては適宜御説明をしながら延長等々も勘案していきたいというふうに考えてるところでございます。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

質疑はありませんか。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

先程の震災の仮設住宅の件は恐らくこの公営住宅の関係とはちょっと別個なのかなというふうな思いで質問したんですけども、先程答弁をいただいた中で高額所得者だとか認知症を患ってて所得の提出がない方というふうな説明をされたので、私が今改正された条文の解釈が間違ったのかなというふうに思って再度確認させていただきますけども、この第9条第4項は正当な事由により立ち退きの要求を受けと書いてるわけですか。これは町営住宅に入ってる時に立ち退きの要求を受け、ではないんじゃないかなというふうに思ったんですよ。だから震災の件もちょっと言わせていただいたんですけど、入居者の選考という意味では、なおかつ適当な立ち退き先がないため困窮してる人には入居者の選考をしますよというふうな理由だと思うんですよ。だからさっき高額所得者だとか認知症で所得が提出できないというのとは全く別じゃないかなと思って、だからここは、例えば先程言う放射能の汚染でそこから立ち退いてくださいというふうに言われて、そういう要求を受けて適当な立ち退き先が無い人で困窮してる人は入居者の選考の中の1つですよというふうに私は解釈してたんですけども、そういう解釈でよろしいんですよ。ちょっともう一度、再度お伺いしたいと思います。

○委員長（西岡克之委員）

濱中係長。

○係長（濱中章君）

お答えします。委員御指摘のとおり、正当な事由による立ち退きの要求を受けというのは、区画整理等で立ち退きをした方というような方が該当します。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず反対討論はありませんか。

次に賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第21号長与町営住宅の設置、整備及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件の採決をいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

しばらく休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（西岡克之委員）

休憩を閉じ委員会を再開いたします。

議案第22号長与町都市公園条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

課長。

○土木管理課長（日名子達也君）

それでは、議案第22号長与町都市公園条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。本議案は都市緑地法、都市公園法、都市公園法施行令の改正に伴い所要の改正を行うものでございます。主な改正内容でございますが、運動施設の敷地面積に対する建蔽率の割合が政令により50%以内と定められていましたが、今回の法改正で参酌基準へ変更というふうになりましたので、本条例において定めるものでございます。また10条において許可の違反行為や不正行為などに対し、許可を取り消したり工事を中止させたりした場合などにこれらの処分によって生じた損害について、町が責を負わないことを定めるものでございます。その他都市公園法等の改正に伴う条ずれの修正や字句の修正を行い、附則として施行日を平成30年4月1日としております。御審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

今、説明がありました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

提案理由の中に、建蔽率が参酌基準化したことによって、ここの中身をどういうことか、分かりやすく説明をお願いします。

○委員長（西岡克之委員）

山下係長。

○係長（山下泰明君）

お答えします。従来、運動施設率、都市公園の運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合になりますが、こちらは100分の50を超えてはならないとされてきました。一方、当該基準により既設の運動施設のバリアフリー化を行う際に、その敷地面積が増加する場合や国際基準に対応するための改修により敷地面積が増加する場合など、社会状況等の変化に対応した改修等が困難となる事例というのが生じてきて、そこで国の方で地域の実情に応じました運動施設整備を可能とするため、運動施設率を参酌基準化しております。それによりまして地域の実情に応じた率の適用が可能になりました。本町におきましては、現在の100分の50という状況でも十分余裕がありますので従来の基準どおり100分の50としております。以上になります。

○委員長（西岡克之委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

長与町の場合は100分の50でいいということだけでも、ひょっとしたら他の市町村では、そういうことも現在あってるか、あるいは今後またいろんな関係でそういうことも可能性があるからこういうことにしたということで、他町でこれを超えるような所が今現在あるのか、あるいは予定とかあるのか、そういうところは分かりますか。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○土木管理課長（日名子達也君）

長崎県内でございますが、県内につきましては全て50以内ということでございます。先程の説明をちょっと分かりやすく言えば、例えば長与町の場合なんですけれども、サッカー場とか、何とかスタジアムのためにバリアフリー化するためには、もうぎりぎりいっぱい50%で建ててる場合がございます。そのときにバリアフリーするのにやはり外にスロープ的な物を作らなければならないといったときに、その建物は50を超えることになっちゃうんで、そういった所はやっぱり60%70%いるよねというところで、今回参酌基準ということでございます。長崎県の場合なかなかそこまでなくて、長与総合公園におきましても体育館ができておりますが、あれで大体4%、総合公園の中で体育館は4%というところでございますので、なかなか50までいかないだろうというところで、今回50というのを採用させていただいたというところでございます。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

私この条例見たときに、100分の50って、公園を、半分以上を建物で占めるというのは、非常に果たしてどうかというふうに思ったんですけども、今の説明を聞いて少し納得して、確かにこのスタジアムというのは、そもそも土地そのものに建物が建つというふうな形になるわけですたいね。そうすると大きいスタジアムを建てる場合はそ

の建蔽率をだいたい100分の50を超えてきているというのが現実の課題になってきているのでしょうか。ちょっとそこまで分かれば教えていただきたいと思います。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○土木管理課長（日名子達也君）

お答えいたします。スタジアムとあと駐車場用地もございまして、それについてはもう各県様々だと思います。ただ国交省としてはやはり50%を超える場合もあるというところでもございまして、どこの県が50%を超えてるのは把握はしておりませんが、恐らくあるだろうというふうに考えてるところでもございます。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

質疑はありませんね。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず反対討論はありませんか。

次に賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第22号長与町都市公園条例の一部を改正する条例の件を採決をいたします。本案は原案どおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

場内の時計で50分まで休憩をいたします。

（休憩 13時39分～13時49分）

○委員長（西岡克之委員）

それでは休憩を閉じ委員会を再開いたします。

議案第26号平成29年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

松邨理事。

○建設産業部理事兼都市計画課長（松邨清茂君）

皆さんこんにちは。それでは議案第26号平成29年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算について御説明申し上げます。予算書の2ページと3ページをお開き願います。今回の補正は国庫補助金の内示減に伴い1億406万6,000円減額し、歳入歳出ともに総額9億3,350万2,000円とするものでございます。

続きまして4ページをお開き願います。第2表繰越明許費4億6,122万2,000円でございますが、主なものとして工事の遅れによるもの3件で、高田越中央線の改良工事と三千隠線の両工事で土砂搬出のダンプ台数が増加し近隣住民等からの苦情も寄せ

られたため、排出量の調整等により不測の日数を要したものと、南東部宅地整地工事において岩盤層の掘削量の増加と一部軟弱層が出現し、その対策検討と施工に日数を要したためでございます。

それでは都市計画事業長与町特別会計補正予算（第2号）に関する説明書にて御説明申し上げます。歳入でございます。6、7ページをお開き願います。1款国庫支出金1項1目1節土地地区画整理事業費補助金4,430万円の減額でございます。説明欄にある活力創出基盤整備総合交付金3,190万円の減額は国庫補助金の内示減に伴うものでございます。その下、市街地整備総合交付金1,260万円の増額につきましては5,260万円の国費配分を受けており、現行予算の4,000万との差額を計上しております。その下、地域住宅支援総合交付金2,500万円の減額は国庫補助金の内示減に伴うものでございます。2款県支出金1項1目1節土地地区画整理補助金の1,195万円の減額は国庫補助金の減額に伴うものでございます。3款繰入金1項1目1節一般会計繰入金の6,325万円の減額は国庫補助金の内示減に伴い裏負担分も減額となるためでございます。5款諸収入2項1目1節高田南地区保留地処分金の1,543万4,000円につきましては、保留地の処分実績に合わせ増額補正をするものでございます。

歳入は以上でございます。

次に歳出でございます。10ページ、11ページをお開き願います。1款土木費1項2目13節委託料の1億1,950万円の減額につきましては国庫補助金の内示減に伴い県事業委託料も減額補正を行うものでございます。その下、28節繰出金の1,543万4,000円につきましては保留地処分金の処分実績に合わせ一般会計へ繰り出すため増額補正するものでございます。以上で都市計画課所管の説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（西岡克之委員）

今、説明がありました。

これから質疑を行います。質疑のある方はありませんか。

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

7ページの高田南地区保留地処分金なんですけれども、これがどの辺りの保留地に当たるとというのが分かったら教えてください。

○委員長（西岡克之委員）

松邨理事。

○建設産業部理事兼都市計画課長（松邨清茂君）

2宅地でございます。係の者に図上でお知らせしたいと思います。

○委員長（西岡克之委員）

山口主査。

○主査（山口和樹君）

高田南地区保留地処分金の処分箇所について説明いたします。今回計上しております箇所2か所ございます。1か所目は浦上水源池付近、今コンビニエンスストアなんかも開業されてる辺りになるんですけれども、こちら78街区という街区番号を振っているんですけれども、こちらが1か所。あとは高田越トンネル、高田中学校に向かうトンネルですね、その上部になるんですけれども、13街区という街区を振ってある宅地がございます。その一角の合計2か所について今回保留地処分を行っております。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

それぞれの金額を教えてくださいいいでしょうか。

○委員長（西岡克之委員）

山口主査。

○主査（山口和樹君）

それぞれの金額について御説明いたします。まず水源池付近の78街区についてですけれども、こちらの販売価格が283万円となっております。続きまして13街区、高田越トンネル上につきましては1,260万5,296円となっております。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

では、その面積を教えてください。

○委員長（西岡克之委員）

山口主査。

○主査（山口和樹君）

面積について回答いたします。1点目、78街区については37.68平米でございます。2点目、13街区については164.56平米でございます。1点目78街区、ちょっと面積的に小さくなっているんですけれども、こちらは過小宅地の救済ということの付保留地ということで、買い増しをしていただいている土地になりますので、こちらの方は面積が小さくなっております。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

高田南土地地区画整理事業の国庫補助金の減額といった、その要因は何でしょうか。

○委員長（西岡克之委員）

山口主査。

○主査（山口和樹君）

御指摘の国庫補助金の減額についてお答えいたします。こちらにつきましては、国の

方に前年度から要望しておりました要望額に対して、国からの内示額が満額つかなかつたと、そういう内容になります。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

それでは幾らの満額に対して幾らになったのか、そのとも教えてください。

○委員長（西岡克之委員）

部長。

○建設産業部長（緒方哲君）

国庫補助金でございますけれども、事業費ベースで5億円要望いたしまして内示事業費は3億8,050万円、7月の時点で内示率、国費ベースで81.8%でございます。

○委員長（西岡克之委員）

他に質疑ある方。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

繰越明許なんですけど、毎年すごいお金が出てるんですけど、今回、住民のダンプの騒音とかで遅れたと、これは理解できるんですけど、南東部の住宅の岩盤であるとか、軟弱地帯というのはこれは既に分かっていることだと思ってるんですよ。だからこれについての調査とか、前回3D調査とかそういうこともやったし、あれが中までいくのかどうかというのは僕ら分からないけど、この辺ははじめから見越してなかったのかどうか、余りにも毎年この繰越明許というのがすごい金額が出てるから、その辺についての説明をもう少しやってみて下さい。

○委員長（西岡克之委員）

山口主査。

○主査（山口和樹君）

御指摘を受けました繰越明許費の工事についてでございます。委員おっしゃられるとおり、確かに現地の状況等についてはある程度事前の調査等で理解をしておくべきところもあるかとは思っております。ただ、事前のボーリング調査等も行うんですけども、ボーリング調査もある程度のスパンを区切って調査をしたりということで、なかなか現場全ての地盤の状況というのを事前に確認することも難しい面もございます。ただ繰り越しについては当然縮減していくという方向、年度年度の予算ですととにかく執行できるように今後も高田事務所の方と協議を進めていきたいと思っております。

○委員長（西岡克之委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

参考までに工事3件の内訳を、金額、数字をちょっと教えていただきたいと思っております。

○委員長（西岡克之委員）

山口主査。

○主査（山口和樹君）

繰越額について御説明いたします。本工事3件それぞれの繰越額についてですが、まず、高田越中央線改築造成工事につきましては4,468万6,000円、続いて三千隠線土工については8,130万1,120円、続きまして南東部補強土工については1億5,511万円でございます。今回のこの本工事3件合計しますと約2億8,000万円になるんですけれども、繰越明許として事前をお願いする金額ですので、不測の事態に備えて若干金額の方も大目にみさせていただいているところもでございます。一応こういった金額になっております。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

他に質疑のある方。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

少し関連します。土量の排出量が先程言われたダンプの通行に伴って苦情が出て、排出量の変更をするんですかね。ちょっとそこが説明の中でよく分からなかったんで、もう一度その排出量を、出す量を少なくするものなのか、どういう方向で解決しようとしているのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○委員長（西岡克之委員）

山口主査。

○主査（山口和樹君）

回答いたします。方向性といたしましては、出す土の量自体をなかなか動かすというのは難しいところになりますので、例えば1日当たりに出す量、どうしてもダンプが集中しますと1日複数台、何台も何台も通って行って、その分どうしても周りに御迷惑をおかけするような形になりますので、なるべく分散させるというようなイメージを持っていただければと思います。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

今、土量の排出は、あれはどちらに捨てて、どうも市内の方に走ってるみたいな感じなんですけども、今土量を排出して使ってる所はどちらになるんですか。

○委員長（西岡克之委員）

山口主査。

○主査（山口和樹君）

土砂の搬出先についてなんですけれども、こちらの方でそれぞれの工事の搬出先というのはちょっと把握しておりません。ただ、言われるとおり市内方向かどうかも含めて

なんですけれども、搬出する場所は、どうしても高田越中央線、トンネル付近の道、水源地沿いの道、出す場所については道路の都合上、限られてしまいますので、そういったところである程度の所に集中して車が通ってしまうというような状況です。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

私もあの辺通ってて、ダンプがもう連続してやっぱり並んで行くんで、特に高田越の交差点ですね、渋滞が。あそこら辺でダンプが連続して右折したりだとかするもんだからかなり渋滞もしてるという状況で、少し気にはなってたんですけどやはりそういう苦情があつたんだなというふうに思いますんで、今現状そこのも掘んでないんですか。1日当たりどれくらいダンプが通ってたというところも掘んでないんですか。

○委員長（西岡克之委員）

山口主査。

○主査（山口和樹君）

県発注の工事で町の方も本来把握すべきところではあるんですけども、今の時点でそうした1日当たりの台数ですとか、そういうところは把握をしてございません。

○委員長（西岡克之委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

ダンプの件なんですけど、私の認識では、要はルートとそれから捨てる場所というのは、報告することを義務づけられてると思ってるんですよ、私の感覚では。だからそれは県の方との話し合いが上手くいってないんじゃないかなという、ちょっと不安を感じたものですから、その辺についてはどうですか。認識はありますか。

○委員長（西岡克之委員）

山口主査。

○主査（山口和樹君）

委員御指摘のとおり、実際どうしても工事の発注自体が県の組織ということもあります。確かにそちらの方には、当然施工業者、請負業者等からどこに搬出してということでは報告等は上がっているかと思えます。町の方も御説明をする上につきましては、なるべくそういったところも今後、把握に努めていこうと思っております。

○委員長（西岡克之委員）

部長。

○建設産業部長（緒方哲君）

繰越の理由にもございましたように、住民の方から苦情等を申し立てられてるという状況につきましては、我々も本来把握すべきものと考えております。今回この場で詳細についてお答えできないことについては大変申し訳なく思いますと共に、今後県の方と

も細かい工事内容につきまして十分協議を行っていきたいと考えております。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

保留地処分の所で78街区と13街区という説明がありました。78街区については付保留地ということで、ここは元々住まわれた方がいらっしやって、造成されてという形で移られたのかなと、場所的にそうなのかなと。13街区については新しく造成された所もあるのではないかなというふうに思うんですけど、13街区についてはまだ処分できてない保留地、いわゆる売れる状態にあって処分できてない保留地というものがあるんですか。残りがあるのか、そこを確認させていただきたいと思います。

○委員長（西岡克之委員）

山口主査。

○主査（山口和樹君）

御指摘のとおり13街区の保留地、今回処分をしております。こちらについては造成をしてるが処分をしていない、造成自体は当然終わってるんですけども、どうしても段階的に工事を進めていってる関係もございまして、例えば宅地が出来上がっても近隣でまだ今後工事が進む、そういった所がどうしてもあります。そういった所は売却を進めると、また購入いただいた方、事前に当然こういう周辺は工事をしてるんですよという説明はするんですけども、住まわれた段階で粉塵とか騒音等とかという問題もございまして、必ずしも出来てすぐ売るといっばかりではないという状況にはあります。

○委員長（西岡克之委員）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第26号平成29年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）の件の採決をいたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

場内の時計で20分まで休憩します。

（休憩 14時11分～14時18分）

○委員長（西岡克之委員）

それでは休憩を閉じ委員会を再開いたします。

これから議案第33号平成30年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計予算の件を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

松邨理事。

○建設産業部理事兼都市計画課長（松邨清茂君）

それでは議案第33号平成30年度長崎都市計画事業長与土地区画整理事業特別会計当初予算について御説明申し上げます。

予算書の1ページから3ページをお開き願います。歳入歳出それぞれ7億8,015万3,000円で事業の推進を図ってまいりたいと考えております。

それでは特別会計予算に関する説明書により御説明申し上げます。6、7ページをお開き願います。歳入でございます。1款国庫支出金1項1目1節土地区画整理事業補助金1億2,950万円の内訳ですが、高田南土地区画整理事業補助金として活力創出基盤整備総合交付金1億950万円、市街地整備総合交付金2,000万円を計上しております。次に2款県支出金1項1目1節土木費県補助金2,500万円の内訳ですが補助対象事業の1割相当額を計上しております。次に3款繰入金1項1目1節一般会計繰入金、一般会計より繰入金として6億2,364万9,000円を計上しております。これは高田南土地区画整理事業を行うに当たっての事業費に対する補助裏に充当する分や単独事業費及び地域開発事業債への返済分等を一般会計から繰り入れするものでございます。次に4款1項1目繰越金でございますが予備費に充当するものとして200万円を計上しております。次に5款1項1目町預金利子として1,000円を計上しております。同じく5款2項1目保留地処分金として1,000円を計上しております。次に8、9ページをお開き願います。5款3項1目清算金収入として1,000円を計上しております。同じく5款4項1目雑入として1,000円を計上しております。

以上が歳入の内訳でございます。

続きまして歳出でございます。12、13ページをお開き願います。1款1項1目土地区画整理総務費9節旅費、11節需用費、14節使用料及び賃借料につきましては経常的経費でございます。15節工事請負費200万円につきましては、県事業により対応できない突発的な工事や維持管理に伴う経費を計上しております。次に2目高田南地区区画整理事業費9節旅費、11節需用費、12節役務費は経常的経費でございます。13節委託料として7億円を計上しております。この県事業委託料に相当する事業箇所及び内訳につきましては主要な施策として後程図面により御説明申し上げます。28節繰出金1,000円につきましては、保留地処分金を一般会計へ繰り出すために計上しております。2款公債費1項1目元金23節償還金、利子及び割引料の7,165万6,000円は起債償還金の元金でございます。同じく2目利子23節償還金、利子及び割引料の339万2,000円は起債償還金の利子でございます。次に3款1項1目予備費として200万円を計上しております。以上が歳出の内訳でございます。

続きまして、特別会計予算に係る主要な施策に関する説明書について御説明申し上げ

ます。4、5ページをお開き願います。1款1項2目長与町土地区画整理事業委託料7億円の内訳でございますが、説明欄にあるとおり工事費として6億4,515万円、補償費として2,800万円、その他として2,685万円となっております。

以上が特別会計の説明となります。よろしく御審議のほど申し上げます。

○委員長（西岡克之委員）

今、説明がありました。先に図面で説明を受けてから質疑に入りたいと思います。図面の説明をよろしく願います。

山口主査。

○主査（山口和樹君）

それでは、平成30年度の主な事業実施箇所について図面の方で説明をいたします。主な実施箇所としては本工事4件を計上しております。まず、こちら高田中学校付近になりますけれども高田越中央線の改築工事、こちら前年度までの工事で高田中学校から見れば高田越トンネル寄りですね、仮設道路を通してのような形になるんですけれども、その先について施工を行うような工事となっております。続きまして65街区他宅地整地工事、こちらは南東部の山手というか、谷間の辺りなんですけれども、こちら主に土工事、土の切り盛り等を行う工事を発注しております。70街区他造成工事、こちら浦上水源池側、コンビニエンスストア等がある、この裏側になるんですけれども、山側になるんですけれども、こちらの宅地造成工事を進めてまいります。最後に南東部補強土壁工事といいまして、繰越等でも御説明しました、この付近の補強土工事に関連いたしまして、こちら側の施工を行うようにしております。以上でございます。

○委員長（西岡克之委員）

今、図面による説明も受けましたので、質疑をしたいと思います。

質疑のある方、挙手をして質疑をしてください。

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

今、場所の説明を4か所いただきましたけれども、そこで大体それぞれどれくらいの予算で見込んでおられるのか教えてください。

○委員長（西岡克之委員）

山口主査。

○主査（山口和樹君）

ただいま御説明しました工事4件、それぞれ現在の予算ベースでの事業費についてなんですけれども、説明とはちょっと前後しますけれども、水源池側補強土壁工事、こちらの方が2億2,125万円、続きまして高田越中央線の改築工事、こちらが4,000万円、続きまして75街区他宅地造成工事が1億3,080万円、最後に65街区他宅地整地工事が2億5,310万円となっております。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

今予定されてるこの4件は、一応平成30年度の単年度で終了するというので理解してよろしいのでしょうか。

○委員長（西岡克之委員）

山口主査。

○主査（山口和樹君）

その予定にしております。

○委員長（西岡克之委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

主要な施策に関する説明書に補償費が上がってますけど、2,800万。これはどういう関係で何件ぐらいあるのか、どういう分なのか、その中身についてお願いします。

○委員長（西岡克之委員）

山口主査。

○主査（山口和樹君）

今年度計上しております補償費の内容についてですけれども、中身としましては、これまで御迷惑をおかけしておりますけれども、今後お支払いをする追加補償、仮住居等の追加補償を内容としております。具体的に移転補償、建物の移転をお願いする補償ではありません。内容としては追加補償が主な内容になります。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

歳入のところで伺いますけれども、先程補正はされて、国の国庫補助の内示が減額されたということでした。今回は29年度予算からすると国庫補助金の中身も約半減ということで、結果的に前年度29年度は満額出なかったと、今年度は半減ということでは、工事の進み具合を見て今回の補助金の計上の仕方になってるものなのか、それとも国が補助金を出すそういう今の状況の厳しい状況を見て29年度より予算を半減されたのか、この半減された理由が分かれば教えていただきたいと思います。

○委員長（西岡克之委員）

山口主査。

○主査（山口和樹君）

国庫補助事業の計上についてなんですけれども、委員からお話がありましたとおり、あくまでその年その年の工事の進捗等その辺りを勘案してまずは決めさせていただきますので、当然、国の方でも補助ですね、なかなか満額がつかない限られた国庫補助金の中での内示ということにはなるんですけれども、一応予算の計上、国への要望としては、

その年その時の工事の状況を見定めて計上している状況です。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

すると計画的と言いますか、工事の進捗状況を見てこういう予算立てをしてるところで確認させてもらっていいですか。

○委員長（西岡克之委員）

山口主査。

○主査（山口和樹君）

そのとおりでございます。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

先程工事の件で少し出ましたけども、高田越中央線ももう相当年数をかけてずっと工事をされてると思うんですが、29年度でも繰越で、先程土砂の件というところで次年度へ繰り越すということで、今、平成29年度の繰越、どの段階でもいいですけども、工事が今どれだけ進んでるのか、全長に対してどれだけ進んでるのか。残がどれだけあるのか、30年度が終わるとどれだけこの中央線が進むのか、先程もありましたように、なかなかこの中央線ということで、真ん中を通る道路でやはり住民の人にしてもやっぱり早くこの道路がスムーズに通れるようになって欲しいというところがあると思いますんで、どのような計画を持ってられるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○委員長（西岡克之委員）

山口主査。

○主査（山口和樹君）

高田越中央線の工事の進捗状況でございますけれども、先程の議案の中で御説明をした29年度の繰越工事、こちらではまずは延長としましては、約220メートルという延長の改築工事を行っております。また今の議案の中で30年度の予算として計上させていただいてます改築工事、こちらが約140メートルの工事延長を考えております。合算すれば360メートルということになりますけれども、高田越中央線自体は長崎市の葉山方面の起点側からずっと整備を進めてきて、あと残るはこちらの部分ということになりますので、今回、前年度からの繰り越し、今年度発注する工事の中でできる限り完成に向けて進めていきたいと考えております。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

30年度で完成するというわけではないと、例えば30年度で総延長に対してどれく

らしいの完成になるのか。そこまで分かれば教えていただきたいと思います。

○委員長（西岡克之委員）

山口主査。

○主査（山口和樹君）

高田越中央線についてなんですけれども、30年度発注している工事の方で残りの整備分っていうのは、一応整備が終わるといような感じの内容にはなっております。先程繰越明許のことで御指摘もございましたけれども、現場に入りまして、そうした中で工期的に遅れ等が生じてくる場合もどうしてもございます。また、用地等の問題も絡みますもので、ただ、高田南、長与町としましては、できるだけ早い時期に完成させるということで進めております。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

全体的に土地区画整理事業の28年度ベースとして、道路整備が53.5%、宅地造成が56.8%でした、その進捗率が29年度はまだ終わってないですが、どのくらいになる予定なのか。30年度のこの予算ではどのくらいを予定してるのか、その辺りを教えてください。

○委員長（西岡克之委員）

山口主査。

○主査（山口和樹君）

29年度末の進捗についてなんですけれども、まだ工事等の財政状況ですね、数字的にはまだ上がってきておりませんので今の時点で何%っていうのは数字は掴んでおりません。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

保留地処分が存目で上がってるわけですけども、今、全然無いから見込めないのか、あっても見込みが無いのか。それと工事する仕事とやっぱり販売する努力、両方あるわけですけども、その販売する努力というか、そういう方策というか、今やってきて、また今後どうやって取り組んでいくのか。それをちょっとお尋ねします。

○委員長（西岡克之委員）

松邨理事。

○建設産業部理事兼都市計画課長（松邨清茂君）

保留地処分のお話でございますけれども、今工事をしている南東部という所に着手を一部してるんですけども、その一帯に保留地がございます。だから今現在完成してる保留地っていうのは今の南東部側にはまだ無いんです。先程少しづつ30何平米とか小さ

な保留地がございますけれども、これは過小宅地の救済で下のコンビニエンスストア辺りのもう一段上の所に宅地が今度できてきます。そこに小さい付け保留地みたいなのは出てきますけれども、売り出してっていう保留地は、まだ今のところ出てこないです。工事としては。

○委員長（西岡克之委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

確認します。今もうはっきりとこういうのがありますよっていう宅地は、今は現在残っていないということでもいいんですね。そのところ、どうなんですか。今もうゼロだから心配要らんよってそういうことですか。

○委員長（西岡克之委員）

山口主査。

○主査（山口和樹君）

平成30年度予算としては、今の時点でもう処分できるだろうということで掴んでいる保留地はありません。

○委員長（西岡克之委員）

松邨理事。

○建設産業部理事兼都市計画課長（松邨清茂君）

1宅地だけ、以前もずっと公募かけてたんですけども売れてないのが1つあるんです。これは道路よりかなり高い所に土羽があって、その上に平地があっっていう、面積的にも100坪程度あるんで、なかなか厳しいのかなっていうのは1宅地ございます。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

30年度予算の考え方といいますか、一般質問で一括発注をしたいと、南東部の地域をですね。そういう構想がありながら一方では工事を進めてるわけですか、南東部工事をですね。これをどう考えていいのかなと。本会議の中でも一括発注することで工期が短くなります、工事費も下げられますということで、そうするならば一定そういう時期を見ての工事の発注の方法というのが必要ではないかなと。工事は工事で一方が進めながら、それをするとどっかで線を引かんばいかん部分が出てくるんじゃないかなと思うんですけども、そうすると今やってる工事が今度は逆にお金がかかり過ぎて、無駄になるんじゃないかなと素人目にはそういうふう思うんですよね。ですから、そこをどう考えればいいのか。今、やってる工事を進めながら一括発注しようと考えてるんだっていうふうに言われても、じゃあ今やってるのはどうするのと、今、止めとっていいんじゃないのと思うわけですけども、その辺はどのように考えてらっしゃるのかですね。

○委員長（西岡克之委員）

松邨理事。

○建設産業部理事兼都市計画課長（松邨清茂君）

今、委員言われるとおりでございます。今、工事の手法、一括的に工事をやろうと考えているのは確かでございます。そこで、どっかで今の工事のラインを付けなくてはならないんです。ただ、今発注している補強土工という所は、擁壁を打って、この裏側に泥を入れていこうという工事なんで、擁壁の表面だけつくるのが不可能なんです。だから今、ここの裏側の山の方を落としていって、ここの中に埋めていくとか、そういったところで、次のステップを踏むために工事を分けやすいようにというのは、事業所の方には指示をしております。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

率直に聞いて、それは30年度の事業が終了した段階で、その一括方式に変えるというふうな構想があるものなのか。それはまだ分からないというふうな状況なのか、ちょっとそこもお伺いしたいと思います。

○委員長（西岡克之委員）

松邨理事。

○建設産業部理事兼都市計画課長（松邨清茂君）

工事がどうしても道路築造と違って山を切る造成工事なんで、ここからここっていうのはなかなか難しいんです。今の現状で区域がびたっとう分かれて、ここからこうよって、次してくださいっていうのが、はっきりそのラインが出せればいいんですけども、今の山を切る土量とかボリュームとかいうのは計算上は出てきますんで、その所はちょっと被りながらの工事っていう形になってしまうのかもしれないです。だから、次の発注を見越してしてるんですけども、工場を止めることがちょっとできないんで、そのまま今の山切りの所の引き続きの工事をしていってるという状況でございます。

○委員長（西岡克之委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

なんか話を聞いてたらやっぱりかなり地盤のそういった固めから、その宅地を実際に造成して売りに出すまでは、かなりまだ時間がかかるのかなというふうに思うんですね。それで、町長の回答でも32年度までには、難しいというような回答もありますけど、この状態で工事ベースを考えたら後40数%を果たして3年間、4年間にできるのかなと思ったら、到底無理なような感じがするんですが、その辺り見込みとして、5年先はOKなのか、3年先はOKなのか、そこら辺の目途っていうのはどうなんでしょうか。

○委員長（西岡克之委員）

部長。

○建設産業部長（緒方哲君）

工事のボリューム的には造成工事ということで、委員おっしゃるとおり5年程度でできるものでないかなと思っておりますけれども、やはりそこには事業費っていいですか、事業費の確保というのが重要になってまいります。これまでもそういう努力をしてきておりますけれども、どうしてもそここのところで事業進捗が思うようにはかどっていかないところもございますので、我々としましても国の方に補助金をしっかりつけていただくようお願いしたり、やっていくなり、あと一括発注等を検討しておりますけれども、そういう形でコストを下げる、あるいはその事業の空白、年度間の空白期間を作らないように事業を迅速に進めていくとそういう検討をしております。そういうところが県の方に今、お願いして一括発注の方については検討していただいておりますので、その辺りの検討がある程度まとまりましたら完成の目途っていうのがお知らせできるようになってくるんじゃないかと考えております。以上でございます。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

先程の続きになるんですけども、なかなか線引きが難しいと、ここまでして、ここから一括発注ですよというふうな部分が非常に難しいと言われてましたけども、いずれやるのなら、どこかでそれをしなければならぬというふうに思うんで、その部分については今、同僚議員が言われたように一定ここで何年度までは公共工事であると。そういう区切りをつけとかなないと、一括発注は県が民間にっていうふうに言われてましたけども、民間もどこをどうやればというのが難しくなりますよね。ずっと工事やってればですよ。繰り返し、繰り返しでまた31年度も工事が残ってますってなると。そこは一定本当区切りをつける必要があるんじゃないかなと思うんですけども、それすらもまだ目途は立ってないというふうに思っているのか、そこら辺をお伺いしたいと思います。

○委員長（西岡克之委員）

松邨理事。

○建設産業部理事兼都市計画課長（松邨清茂君）

大体が道路築造、宅地造成、その前に山を切る。造成計画の基本設計はできてるんです。そこで詳細設計をして、あと山を何メートル切り落とすっていうのをCTみたいに切っていくって、面積を出してボリュームを出していくんですけども、そこで今現状の切り落としの高ささえ分かれば、あと残りを幾ら切り落とせばいいというのは計算上出てくるんです。だからこういったところで次のステップに引き渡すということが可能ではないかと考えております。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

しつこいようですけども、それがいつまでにできると思ってるのか、そこがなかなかやりとりしてても非常に見えてこないところなんです。実際。全く。じゃあいつどういう方向性をはっきり出るとかというところが。担当部署としては、こういうふうにやりますって計画を持ってると言うけども全然伝わってこない。本当にそれができるとかっていう部分で。そういう明確さが出すべきじゃないかなというふうに思うんですけども、やっぱりまだ不明瞭なんですかね。そこを再度、お伺いしたいと思います。

○委員長（西岡克之委員）

松邨理事。

○建設産業部理事兼都市計画課長（松邨清茂君）

どこでスタートを切るかの話ですね。要は一括施工、そしたらその前までには今の工事の所をある程度見切りをつけて終わらせる。これがいつ一括発注の公募をするかのその時期で変わってくると思うんです。今現在、県の方でその詳細とかそういったところをコンサルを入れて検討していただいているので、まだ今、うちの方ではっきりここからスタートというのは、なかなか難しいって回答しかできません。申し訳ないです。

○委員長（西岡克之委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

単純なちょっと考え方なんですけど、PFIとか一括発注という言葉が先行してしまっていて非常に私たちはそのことに期待をするわけですね。ただPFIを採用してる区画整理事業というのは日本で2か所しかないんですね。おまけにこの2か所は始めからスタートしてうちの状況と全く違う。その中でPFIと一括発注、まあ同じようなことでしょうけど、余りにも軽々にその言葉が出過ぎて、それが一人歩きしてしまっていてその裏づけというのは全然ない訳ですよ。だからこの予算書を見てもPFIとか、それを研究したりそういう経費なんかはどこに入ってるのって言ったら県の結局この委託料か、これに全部入ってやっていますよって言われたらそれまでなんだけど、そういう具体性の話は全く出てこない。ですからPFI、一括発注というのは当然早くできるんだけど、実際にできるかと言ったらまだあくまでもクエスチョンなんですよね。だからその辺については慎重に担当課として話をすべきであって、もしそれが実際にやっていたら当然、この委託金の中からどれくらいの分が入って、どれくらいのコンサルが入って、どれくらいの頻度で会議があって、どういうふうな形で行ってるのかというまでは説明をしなくちゃいけないというふうに思うんです。その辺についてはいかがですか。

○委員長（西岡克之委員）

松邨理事。

○建設産業部理事兼都市計画課長（松邨清茂君）

委員言われるとおり、この一括発注をしようとするときには、ここだけではなかなか難しいんです。それをコンサルには昨年来から委託はしております。委託っていうのは、

高田事務所の方にやっける委託料の中からコンサルの方に導入が果たして良いのか悪いのかという導入調査をまずしてます。その後、今度は資金計画で今までどおりの発注でいいのか、それとも一括発注をすることによって、どちらが得かというのを比較するんです。今、そこをして今度は入札に至るところまでのスキームっていいですか、どういった方式で契約した方が1番いいのかとか、そういったところは今の県委託料の中で行っておるところでございます。

○委員長（西岡克之委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

要はいろいろファイナンス、PFIにしてもファイナンスですから最終的にはこちらでお金を支払いをせんといかん訳ですね。だから財政の裏づけっていうのは、当然結局、当局私たちの町でこれは裏づけをつくっていくといかん。そういう会議とかなんとかがあつてるのかしらっていうのは、ちょっと私も都計審とかいろいろやっけるみたいだけど、その辺まで踏み込んでやっけるのかどうか、これが関係ないと思うけどやはりそれには財政ちゅうのがありますから予算というのがあるから、当然こういうのに入ってこんといかん訳ですよ。だからそういう庁内での一致した考え方が果たしてあるのか、それから県とそれがマッチングしてコンセンサスを持って一緒に同じ考え方の中で進めるのかどうかね。というのは、いつも話を聞くと県の方に依頼して言ってますという話になつてる。県に行くとは長与町がやっけるよと、そういうふうなちょっと裏腹な話がいろいろ出て来るんですよ。都合が悪いと長与町は県の方に頼んでますよ、これも言ってますよ。ですから間違いないですから。しかし、県の方は県の方で長与町の意向を聞きながらそういうことを進めてますというふうな話なんですよ。だからその辺からいくと、先程私が、トラックの問題もあつたでしょう。要は結局ルートも本当は探さんといかん。捨て場所も決めんといかんという義務があるわけですよ。しかし、担当課の方はそこまでは御存じなかった。ということは県との話し合いが余りうまくいってないなあつて感じがするわけなんですよ。だから今僕が申し上げてるのは、財政的な裏づけのことについての話し合いが町としてもあつてるのかどうか。それと県とのコンセンサスがうまくいってるのか。その辺について2点を、なかなか難しい問題だろうけど、お答えできればできる限りで、お願いします。

○委員長（西岡克之委員）

部長。

○建設産業部長（緒方哲君）

先程理事が申しましたとおり昨年来コンサルタントに県の方から委託をしていただきまして、そういう一括発注等の検討をしております。一定その検討結果を受けた後、町の方としましても、それに対して財政上可能かどうかと、対応可能か、対応可能な方法はどのような方法なのか、というところを財政当局と内部で協議はさせていただいてお

ります。その結果を受けまして、県と本格的な協議を開始したというところでございます。そのような中で今、県の方で契約上の問題点等含めまして検討していただいておりますので、その結果を我々は検討結果を見守っているという状況でございます。県の方に対しましても、我々の方も県の本庁含め振興局、長与都市開発事業所含めて4者で協議をさせていただいている状況でございます。以上でございます。

○委員長（西岡克之委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

最後に1つね、先程同僚議員も言ったようにどこで線を引くのかと、ずっと今の状態で予算はついてるじゃないか、無駄になるんじゃないかと、これはもうみんなそういうふうに思っていると思うんですよ。だからある程度の要は期間をもって、いつぐらいまでにその結果を決めると、PFIにする、一括発注するというのをもう決めるというその目途、これをどの辺で持ってるかということによって、この予算立ても全然違ってくる。そう思うんですよ。だから今、話し合いをしてるから分かりませんということではなくて、ある程度できるか、できないかという部分の目途を僕はつけるのはしなくちゃいけないことだとそういうふうに思ってるんですよ。その辺についても話ができる限り、なかなかこれは難しいことだと私もよく分かってますよ。それでもある程度は時期を決めないと先に進まないと思う。その辺についての所見をお聞かせいただきたい。

○委員長（西岡克之委員）

部長。

○建設産業部長（緒方哲君）

最終的に県との協議が整わないと正式なことは申し上げることはできないんですけれども、やはり我々の希望としましてももちろん持っております。それにつきましては前回の議会でも申し上げましたけれども、やはり地元説明会等というのが1つどこかでしなければいけない。その希望としては、私としては平成30年度中には行いたいという希望を持っているということを申し上げております。その辺りを1つの目途として我々町としては考えてるところでございますけれども、やはり県の方も相当協議事項がございますし、先程委員御指摘のとおり、全国でも仮にPFIという手法を取るにしても、全国で1、2例しかない。しかも、当町で考えてるやり方というのは、先行事例とは全く条件が違う事例であるというところで考えますと、県の方も相当やはり神経を使って検討してるというところでございます。そういうところで我々としては、なるべく早いところを希望しておりますけれども、なかなかいつになるということは、はっきりとお示しすることはできないという状況でございます。そしてあと先程から工事の一括発注になるところで今の単年度工事をどっかで止めて、切り替えるべきところを目途をつけるべきじゃないかという話もございますけれども、理事が申し上げたとおり工事というのはCTで断面を切ったようにして数量をはじいて工事のボリュームを机上で決定していく

わけでございますけれども、ある程度、机上の方でその辺りはできると思っておりますので、今年までは単年度、来年度以降の工事は一括発注とか、そういうふうにごどこかで線引きするっていうわけじゃなくても、ある程度工事期間がダブっても、その辺りは机上でしっかり数量等を精査しながら実施すれば、工事が重複しますけれども十分施工は可能ではないかと、現に今の工事でも複数の工事が複数の業者入ってるという工事やっておりますので、そういう形で単年度の中でもそれぞれの工事ができるものと考えておりますので、そういう一括発注の工事がもし可能になりましたら、すぐさま切り替えて、そちらの方の工事に移っていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○委員長（西岡克之委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

大体分かりました。281億の大事業で、事業費ベースでいくと80何%とかそういう数字まで行ってるわけですから、もう大変な事業ということは僕たちもよく理解しておりますので、極力、皆さん頑張っていただいで完成できるようにお願いしたいと、要望をしときたいと思います。

○委員長（西岡克之委員）

他に質疑のある方いらっしゃいませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず反対討論はありませんか。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

ただいま議題となっております議案第33号平成30年度の区画整理事業の予算に対し、反対の立場から討論いたします。

この間、ずっとこの予算や決算のときには指摘をしまいいりました。この工事そのものが果たして町に対して、町の有効な事業になるのかというところで疑問を持ちながら討論をしてきたところでございます。担当部署としては一括発注で展望を見出そうとしているのでしょけれども、そういう状況になった背景というのは、この工事そもそもが私はその当初から始めるのが非常に難しい問題ではなかったかというふうに思っております。そういう指摘をこの間してきましたけれども、そこに顧みることはなく事業を進めてきた結果が今の現状になってるのではないかというふうに思います。30年度も同じような予算組みで工事を進めるということでもあります。地元からは早く終わらせて欲しいという声があるのも十分承知しておりますが、私はやっぱり何らかの、もっと結論が、結果が出るまで工事を一時凍結するとか、そういう形の中でこの事業を進めるべきではなかったかと思えます。そういうことがされてない予算組みでありますし、そういう理由から反対の討論といたします。

○委員長（西岡克之委員）

次に賛成討論はありませんか。

次に反対討論はありませんか。

次に賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第33号平成30年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計予算の件の採決をいたします。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は起立を願います。

（起立多数）

起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

場内の時計で15時15分まで休憩をいたします。

（休憩 15時04分～15時16分）

○委員長（西岡克之委員）

休憩を閉じ委員会を再開いたします。

松邨理事から発言の申し出がっております。発言を許可いたします。

松邨理事。

○建設産業部理事兼都市計画課長（松邨清茂君）

私の先日の本会議の一般質問の答弁の際、高田南の今後の施工方法のあり方について少し感情が入った答弁となったことをおわび申し上げます。以上でございます。

○委員長（西岡克之委員）

それでは、改めて所管事務調査をいたします。

調査項目は取り立てて設けてはおりませんが、御意見、御質疑のある方は自由に挙手をして、指名しますので発言をしてください。

ただいまより休憩に入ります。

（暫時休憩）

○委員長（西岡克之委員）

休憩を閉じ委員会を再開いたします。

お諮りをいたします。本所管事務調査は、閉会中の継続審査にしたいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本所管事務調査は、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上で所管事務調査を終了いたします。お疲れさまでした。

これで本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

（散会 15時27分）